

# 鹿児島県外来種対策総合戦略

鹿児島県

2025（令和7）年3月

# 目 次

第1章 現状	1
1 背景	1
2 国内外及び本県の動向	1
3 本県の現状	5
第2章 本戦略の位置づけ	6
第3章 対策の基本的な考え方	7
1 「外来種に対する正しい認識を持つ」	7
2 「予防的観点重視する-外来種被害予防三原則-	7
3 「防除は早期発見・早期防除を原則とし対策の優先度を考慮する」	7
4 「国内・県内由来の外来種の対策を強化する」	8
5 「科学的知見を集積する」	8
第4章 優先度の考え方	9
1 本県における特定外来生物の対策の優先度の考え方	9
2 県内に定着している特定外来生物への対策	9
第5章 特定外来生物の防除	11
1 本県における特定外来生物の防除方針	11
2 優先度の高い特定外来生物の防除方法等	13
3 防除の実施に当たっての留意事項	25
4 本県へ侵入するおそれの高い特定外来生物	25
第6章 指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例	27
1 条例の目的	27
2 条例の主な内容	27
7章 鹿児島県外来種リスト	30
1 外来種リスト作成の目的	30
2 外来種リスト掲載種の考え方	30
第8章 鹿児島県侵略的外来種番付表，鹿児島県外来種カルテ，外来種移動博物館及び外来種防除マニュアル	31
1 鹿児島県侵略的外来種番付表，鹿児島県外来種カルテ	31
2 外来種移動博物館	32
3 外来種防除マニュアル	32
第9章 推進体制	33
1 国	33
2 県	33
3 市町村	33
4 外来動植物対策推進員	34
5 事業者（ペット業者・造園業者・土木業者等）	34
6 メディア等関係者	34

7	NGO・NPO等の民間団体.....	34
8	自然系博物館・動植物園・水族館・植物園等.....	35
9	教育機関.....	35
10	研究者・研究機関・学術団体.....	35
11	県民.....	35

# 第1章 現状

## 1 背景

本県は、南北600kmに及ぶ広大な県土に多くの島嶼を有し、固有種、固有亜種や南限種・北限種とされる貴重な生物も多く生息・生育するなど、生物多様性の豊かな地域である。一方で、2016（平成28）年の県レッドリストによれば、1,436の生物群（種・亜種・変種など）が絶滅危惧種に分類されており、開発行為や乱獲等による捕獲・採取圧の増大に加え、人為により導入された外来種による捕食や競合など、人間活動による生物多様性への悪影響が懸念されている。

2003（平成15）年には、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、希少な野生動植物の保護に取り組むとともに、2014（平成26）年には、生物多様性鹿児島県戦略を策定し、「総合的な外来種対策の推進」を掲げ、普及啓発を中心とする対策を講じてきた。

しかしながら、このような取組にも関わらず、国外だけでなく、国内又は県内の別の地域から外来種が人為により意図的・非意図的に導入されたと考えられる事例が相次いできた。代表的な例としては、奄美大島や県本土のマングース、与論島のイタチ、臥蛇島のノヤギやシカ、屋久島のタヌキ、オキナワキノボリトカゲ、センダングサ類などが挙げられる。

このように、ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）を越えて存在することとなる生物は一般的に外来種と呼ばれている。外来種は、在来種の捕食や在来種との競合による駆逐、植生の破壊や変質等を介した生態系基盤の損壊、在来種との交雑による遺伝子かく乱など、生態系に係る被害や、かみつき若しくは毒等による人の生命・身体への被害又は農林水産物の食害等による農林水産業への被害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあるものもあり、このような外来種への対策が必要となっている。これらは、一般的に外来種の問題として認識されており、このような問題を引き起こす外来種のことを侵略的な外来種という。

本県の場合には、在来種であっても、隣の島に移動させるだけで容易に侵略的な外来種になるという特徴を有しており、県内のある地域で在来種とされるものについても、県内の別の地域に移動させる場合に、より慎重に取り扱わなければならない。こうした、いわゆる「県内由来外来種問題」をはじめとして、外来種とその対策について、十分な県民の理解が得られているとはいいがたいのが現状である。

さらに世界自然遺産地域に登録されている奄美大島や徳之島、屋久島においても、外来種の問題は、生物多様性の保全上の大きな課題となっている。

## 2 国内外及び本県の動向

国際自然保護連合（IUCN）は、2001（平成13）年、「世界の侵略的外来種ワースト100」を公表した。一方、日本政府は、2002（平成14）年に策定した「新・生物多様性国家戦略」において、この外来種の問題を我が国の生物多様性に対する3つの危機

の一つとして位置づけ、2005（平成17）年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）を施行した。

外来種の対策は、生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）の決議「愛知目標」において個別目標の一つに掲げられており、この「愛知目標」を踏まえて、2012（平成24）年度に策定された「生物多様性国家戦略2012-2020」においても、引き続き重要な政策課題として位置づけられている。これらを踏まえ、政府は、2015（平成27）年3月に、外来種による生態系等への被害を防止するための考え方を整理した「外来種被害防止行動計画」や、国内由来の外来種を含む侵略的外来種について整理した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を策定し、我が国における外来種の対策を推進した。

その後、2022（令和4）年に外来生物法が改正され、新たに地方公共団体の責務及び防除に関する役割が明記された。また、同年、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針として、「特定外来生物被害防止基本方針」が策定された。2023（令和5）年には「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、外来種に関する行動目標が示された。それを受け、2025（令和7）年3月に「外来種被害防止行動計画 第2版」が公表されたほか、現在、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の改定に向けた検討が進められている。これらを受け、各都道府県においても、外来種の対策に関する条例の制定や県独自で規制対象とする外来種の指定などの取組が進められている。

本県は、2014（平成26）年3月、「生物多様性鹿児島県戦略」を策定し、今後10年の間に具体的に講じるべき重点施策として、総合的な外来種の対策を掲げた。また、同年10月、学識経験者等を委員とする「外来種対策検討委員会」を発足し、本県に侵入した又は侵入するおそれのある外来種についての情報収集やその侵略性についての検討を行った。

2016（平成28）年3月、外来種対策検討委員会等の結果を基に、本県に侵入している外来種について整理した「鹿児島県外来種リスト」、本県に侵入した場合に生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種について整理した「鹿児島県侵入警戒外来種リスト」、外来種の問題を県民により身近な問題として考えてもらうための「鹿児島県侵略的外来種番付表」を作成・公表した。

2017（平成29）年3月、外来種による被害の防止に関する基本的な考え方を整理するとともに、県内の多様な主体が連携して外来種の問題に取り組むための行動指針として、「鹿児島県外来種対策基本方針」を策定した（現在、廃止）。また、外来種の問題に対する県民の理解を促進するため、本県の外来種リストのうち、特に普及啓発を図る必要がある種について、「鹿児島県侵略的外来種カルテ」を作成・公表した。

2019（平成31）年3月、「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」（以下「条例」という。）及び「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例施行規則」を制定し、指定外来動植物の飼養等（飼養・栽培・保管・運搬）の方法や放出等を規制し、販売に当たっての説明を義務化するとともに、県及び県民等の責務を明らかにすることにより、指定外来動植物による鹿児

島の生態系に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保に資することを通じて、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に努めることとした。

2019（令和元）年10月には、条例に基づき「指定外来動植物被害防止基本方針」を策定した。本方針の策定に伴い、「鹿児島県外来種対策基本方針」は廃止した。2024（令和6）年8月現在で、指定外来動植物は27種を指定している。

また、2024（令和6）年3月に改定された「生物多様性鹿児島県戦略2024-2033」において、特定外来生物の防除等に関する対応について基本方針としてとりまとめること、2033（令和15）年までに「根絶に成功した特定外来生物の種数」について、現状の0種から2種を目指すことを位置づけている。

鹿児島県の取組		国内外の動向	
		世界の侵略的外来種ワースト100の公表	2001年
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）の施行	2005年
		生物多様性国家戦略 2012-2020の策定	2012年
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律改正	2013年
2014年	生物多様性鹿児島県戦略の策定 外来種対策検討委員会の発足	我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの公表 外来種被害防止行動計画の公表	2015年
2016年	鹿児島県外来種リストの公表 鹿児島県侵入警戒外来種リストの公表 鹿児島県侵略的外来種番付表の公表		
2017年	鹿児島県外来種対策基本方針の策定（現在、廃止） 鹿児島県侵略的外来種カルテの公表		
2019年	指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例及び施行規則の制定 指定外来動植物被害防止基本方針の策定 指定外来動植物の指定告示（14種）		
2020年	指定外来動植物の指定告示（累計20種）		
2021年	指定外来動植物の指定告示（累計22種）		
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律改正 特定外来生物被害防止基本方針の策定	2022年
2023年	指定外来動植物の指定告示（累計25種） 指定外来動植物の指定解除（ミシシippiaカミミガメ・アメリカザリガニ 2種）	生物多様性国家戦略2023-2030の閣議決定 生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会の開始	2023年
2024年	生物多様性鹿児島県戦略2024-2033の策定 指定外来動植物の指定告示（累計27種）		
		外来種被害防止行動計画 第2版の公表	2025年

### 3 本県の現状

本県では、2016（平成28）年度に外来種655種（亜種・変種等を含む、以下同じ）を掲載した外来種リストを作成し、直近では2024（令和6）年度に見直しを行った結果、外来種リストの掲載種が853種となった。

また、県内への侵入が確認された特定外来生物について、2023（令和5）～2024（令和6）年度の調査では29種が確認され、2016（平成28）年度の外来種リスト作成時に掲載した19種より増加した。

代表的な特定外来生物であるフイリマンゲースは、1979（昭和54）年頃に奄美大島に導入され、2000（平成12）年から本格的な防除事業が開始され、多大な予算と労力をかけ、2024（令和6）年9月に環境省により奄美大島での根絶宣言がなされた。

一方で、人に危害を加えるハイイロゴケグモが2001（平成13）年から、セアカゴケグモが2008（平成20）年から県内各地で確認されている。また、シロアゴガエルが2014（平成26）年に与論島、2023（令和5）年に徳之島で確認され、さらにアルゼンチンアリが2023（令和5）年に志布志市で確認され、外来種の県内への新たな侵入が確認されている。

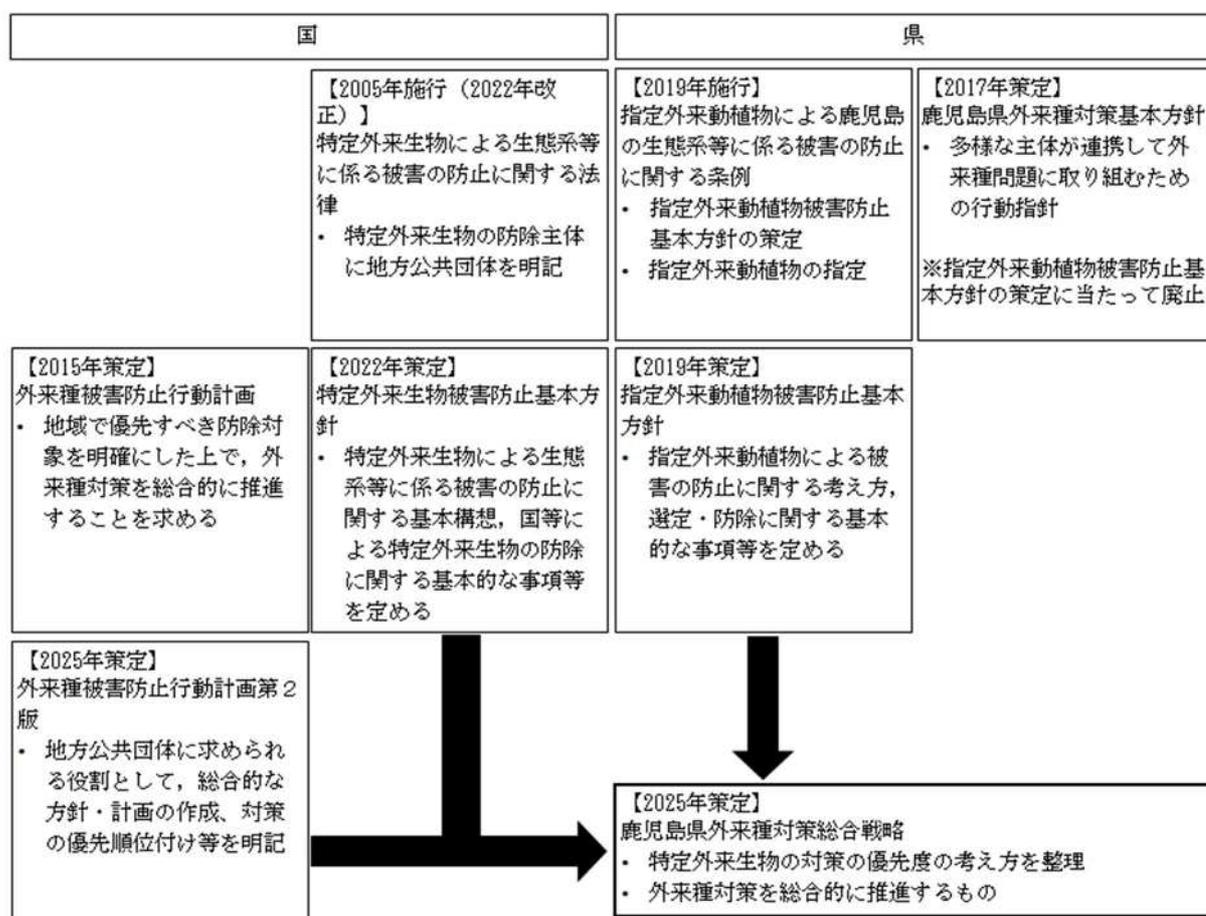
## 第2章 本戦略の位置づけ

本県では、2019（令和元）年に策定した条例に基づく指定外来動植物被害防止基本方針において、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する基本的な考え方、指定外来動植物の選定・防除に関する基本的な事項、その他外来動植物による生態系に係る被害の防止に必要な事項を整理するとともに、一般的な外来種の問題も含めた施策の方向性を示している。

このような中、2022（令和4）年の外来生物法の改正により、特定外来生物の防除主体に国と併せて地方公共団体が明記され、同年、国において特定外来生物被害防止基本方針が策定された。

また、2025（令和7）年3月に公表された「外来種被害防止行動計画 第2版」において、地方公共団体に求められる役割として「侵略的外来種による地域内の生態系等への被害の防止に向けた総合的な方針・計画の作成、対策の優先順位付け等を行う」ことが示された。

これらを踏まえ、本戦略では、新たに特定外来生物の対策の優先度の考え方について整理するとともに、本県の外来種対策全般の施策についてとりまとめ、指定外来動植物被害防止基本方針と併せて、外来種対策を総合的に推進するものとする。



## 第3章 対策の基本的な考え方

### 1 「外来種に対する正しい認識を持つ」

効果的な外来種の対策を行うためには、県民や県内の事業者等が、外来種の問題や対策の必要性を認識し、正しく理解し、自ら導入・逸出の防止や防除等に取り組むようになることが重要である。

飼養できなくなった外来種を、殺処分せず山野に放つ、野生の外来種に餌付けをするといった、目の前の外来種の生命を尊重するがゆえになされた行為が、外来種の問題の発端となり、最終的にかえって多くの在来種、外来種の生命を失う結果となってしまう場合がある。

また、外来種の中には、家畜、農作物、園芸植物、造園緑化植物、漁業対象種等様々な用途に利用され、長い時間をかけて人の生活や文化に浸透・共存してきたり、人の社会経済活動の中で積極的役割を果たしてきた種も多い。侵略的な外来種は外来種全体のうちの一部である。こうしたこと等について、認識や理解の促進を図る必要がある。

さらに、外来種による生態系に係る被害については、農林水産業への被害や人の生命・身体への被害（ケガ・病気等）に比べ意識されにくいいため、重点的な普及啓発が必要である。

### 2 「予防的観点を重視する-外来種被害予防三原則-」

外来種は、全て人間により、意図的又は非意図的に自然分布域外に持ち込まれたものである。

外来種による生態系等に係る被害を防止するためには、県民一人ひとりが、「入れない」・「捨てない」・「拡げない」の「外来種被害予防三原則」を遵守することが最も重要であり、本県における外来種の対策は予防的観点到重点を置いて実施することとする。

このため、①本県の生態系等に係る被害を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」こと、②飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」こと（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む。）、③既に野外にいる外来種を他の地域に「拡げない」ことを徹底する。

また、侵略性を有するおそれがある外来種については、侵略性がないと判明するまでは侵略的な外来種であると推定して、被害予防及び防除対策を行うこととする。

### 3 「防除は早期発見・早期防除を原則とし対策の優先度を考慮する」

外来種の防除は、侵入・定着が進むにつれて必要な費用や労力等が大きくなり、対応が困難となる。外来種の対策は早期発見・早期防除を原則とする。

また、既に県内に侵入・定着した侵略的な外来種については、対策の必要性、防除の実行可能性等の観点から優先度を考慮した上で、可能な限り早急な防除に努める。

#### 4 「国内・県内由来の外来種の対策を強化する」

国外由来の外来種のみならず，国内に自然分布域を有する国内由来の外来種，県内に自然分布域を有する県内由来の外来種についても，十分な注意と対策が必要である。

しかしながら，国内・県内由来の外来種の問題については，県民や県内事業者等の認識が十分とは言えず，また，対策もほぼなされていない。多くの島嶼を有し，地域毎に異なる生物がみられる本県では，国内・県内由来の外来種に係る問題を特に重視し，十分な普及啓発を行うとともに，被害が想定される国内・県内由来の外来種の特定及び対策に努める必要がある。

#### 5 「科学的知見を集積する」

外来種対策を的確かつ効果的に推進するためには，市町村や自然系博物館，大学等の研究機関と連携し，外来種についての最新の知見の集積を図るとともに，「鹿児島県外来種リスト」等を必要に応じて更新し，知見の共有に努めながら，外来種の侵入・定着状況や最新の防除手法等の情報を把握し，順応的に対策を講じていくことが重要である。

また，外来種の侵入を特に警戒すべき地域を種や分類群ごとに特定し，警戒が必要な地域においては，情報収集体制の整備やモニタリング調査等の実施に努めることが重要である。

## 第4章 優先度の考え方

### 1 本県における特定外来生物の対策の優先度の考え方

一般的に対策の必要性が高く、実行可能性の高いものの優先度が高くなる。一方で、特定外来生物が定着している場合には、拡散状況や種の特性などにより実行可能性が低い場合が多く、対策の必要性の検討を慎重に行う必要がある。

本県においては早期発見・早期防除の考えに基づき、侵入状況が「侵入初期」又は「未定着」の特定外来生物の対策の優先度が高いと判定した。これらの特定外来生物は費用対効果や実現可能性が高く、早期防除によって根絶や定着阻止を目指す。

### 2 県内に定着している特定外来生物への対策

侵入・定着が進むと対策の実効性が低くなる場合が多い。本県においても既に定着している特定外来生物の根絶を目指すことは困難である。そのため、定着している特定外来生物の対策を実施するに当たっては、以下の点を考慮する。

なお、県内に定着している特定外来生物であっても地域的に未定着であれば、発見時、速やかに対応することが考えられる。

#### (1) 保護上重要な地域・種への影響

特に国立公園や世界自然遺産地域等の保護上重要な地域に、絶滅危惧種等が生息・生育している場合には、保護対象としての重要性が高い。特定外来生物の中には、これらの地域に侵入して生態系を改変したり、絶滅危惧種と競合して駆逐したりするおそれがある種も存在する。そのため、個々の特定外来生物の種の特性及び保護上重要な地域・種への影響を考慮して対策を検討する。

#### (2) 人の健康又は農林水産業への影響

特定外来生物のハイイロゴケグモやセアカゴケグモなどは、健康被害を及ぼすことが知られている。また、ボタンウキクサやオオフサモはダム湖や水田等に侵入し、流路の閉塞、イネ等の収量低下を及ぼす。このように人の健康又は農林水産業への影響を及ぼすおそれのある特定外来生物は、その被害地域を特定し、対策を検討する。

#### (3) 外来種リストのカテゴリー区分

本県の外来種リストにおいては、上記(1)(2)の影響を考慮してカテゴリー区分を行っていることから、これらのカテゴリー区分も参考に対策を検討する。

## 鹿児島県外来種リストにおけるカテゴリー区分

(防除対策種の抜粋)

### 防除対策種

本県への影響を及ぼしている種のうち、防除により本県からの根絶又は著しく個体数を減少させることが可能である種、あるいは、防除により本県における分布域の拡大の防止又は縮小が見込まれる種。

#### (1) 緊急防除種

①～④の基準のうち、2項目以上で◎（非常に大きい）、あるいは3項目以上で◎または○（大きい）と評価され、かつ⑤において◎（実行可能性が高い）と評価された種

- ①保全対象の重要性
- ②現在の侵入・定着段階及び被害状況から見た防除の費用対効果
- ③対象種の侵略性の大小
- ④人の健康や経済・産業への影響の大小
- ⑤対策の実効性、実行可能性

#### (2) 重要防除種

緊急防除種と同様の基準で、⑤項目が○（実行可能性はある）と評価された種

#### (3) 一般防除種

緊急防除種と重要防除種のいずれにも該当しないもの

## 第5章 特定外来生物の防除

### 1 本県における特定外来生物の防除方針

#### (1) 本県に侵入が確認されている特定外来生物

本県に侵入が確認されている特定外来生物は29種（亜種を含む）である。

#### ●本県に侵入が確認されている特定外来生物

分類群	種類（和名）	学名	県外来種リストカテゴリー
哺乳類	ファイリマングース	<i>Herpestes auropunctatus</i>	定着予防種
	アライグマ	<i>Procyon lotor</i>	定着予防種
鳥類	ソウシチョウ	<i>Leiothrix lutea</i>	防除対策種/緊急防除種
	ガビチョウ	<i>Garrulax canorus</i>	防除対策種/重要防除種
爬虫類	アカミミガメ (ミシシippiaアカミミガメ)	<i>Trachemys scripta elegans</i>	防除対策種/緊急防除種
	カミツキガメ	<i>Chelydra serpentina</i>	定着予防種
両生類	ウシガエル	<i>Lithobates catesbeianus</i>	防除対策種/重要防除種
	シロアゴガエル	<i>Polypedates leucomystax</i>	防除対策種/緊急防除種
汽水・淡水産魚類	チャンネルキャットフィッシュ	<i>Ictalurus punctatus</i>	定着予防種
	カダヤシ	<i>Gambusia affinis</i>	防除対策種/重要防除種
	ブルーギル	<i>Lepomis macrochirus</i>	防除対策種/緊急防除種
	オオクチバス	<i>Micropterus salmoides</i>	防除対策種/緊急防除種
昆虫類	アカカミアリ	<i>Solenopsis geminata</i>	定着予防種
	アルゼンチンアリ	<i>Linepithema humile</i>	防除対策種/緊急防除種
	ハヤトゲフシアリ	<i>Lepisiota frauenfeldi</i>	定着予防種
その他節足動物	セアカゴケグモ	<i>Latrodectus hasselti</i>	防除対策種/緊急防除種
	ハイイロゴケグモ	<i>Latrodectus geometricus</i>	防除対策種/緊急防除種
	アメリカザリガニ	<i>Procambarus clarkii</i>	防除対策種/重要防除種
その他無脊椎動物	ニューギニアヤリガタリクウズムシ	<i>Platydemis manokwari</i>	防除対策種/緊急防除種
維管束植物	ボタンウキクサ	<i>Pistia stratiotes</i>	防除対策種/重要防除種
	オオカワヂシャ	<i>Veronica anagallis-aquatica</i>	防除対策種/重要防除種
	オオフサモ	<i>Myriophyllum aquaticum</i>	防除対策種/重要防除種
	アレチウリ	<i>Sicyos angulatus</i>	防除対策種/一般防除種
	ウスゲオオバナミズキンバイ	<i>Ludwigia grandiflora</i> subsp. <i>hexapetala</i>	防除対策種/重要防除種
	ナガエツルノゲイトウ	<i>Alternanthera philoxeroides</i>	防除対策種/重要防除種
	オオキンケイギク	<i>Coreopsis lanceolata</i>	防除対策種/一般防除種
	ミズヒマワリ	<i>Gymnocoronis spilanthoides</i>	防除対策種/緊急防除種
	ツルヒヨドリ	<i>Mikania micrantha</i>	防除対策種/重要防除種
	ナルトサワギク	<i>Senecio madagascariensis</i>	防除対策種/一般防除種

#### (2) 優先度の検討と対策

本県に侵入が確認されている特定外来生物から対策の優先度を検討し、それぞれの対策の方向性及び目指すべき状態を整理した（次ページ）。

整理した対策の優先度に基づき、国の交付金等も活用しながら特定外来生物の防除を推進する。

● 特定外来生物に対する対策の優先度と対策の方向性及び目指すべき状態

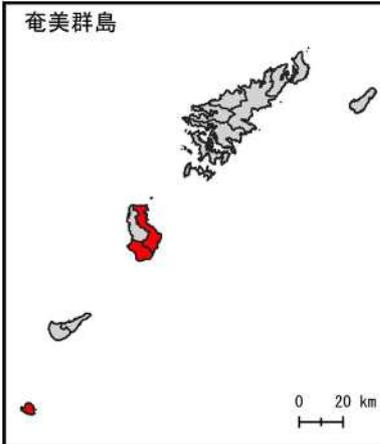
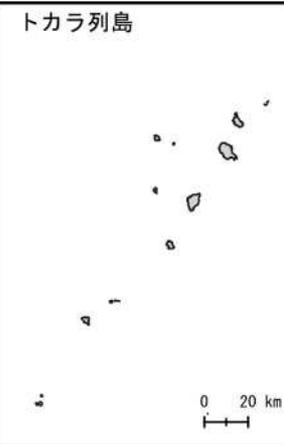
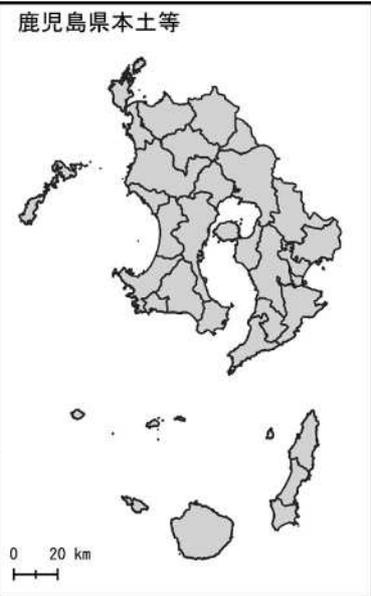
分類群	種類 (和名)	学名	県外来種リストカテゴリー	侵入状況	優先度	優先防除・監視地域	対策の方向性	目指すべき状態
哺乳類	ファイリマングース	<i>Herpestes auropunctatus</i>	定着子防種	未定着 (奄美大島：根絶，県本土：2017年以降未確認)	●	奄美群島	早期発見，早期防除	侵入防止
	アライグマ	<i>Procyon lotor</i>	定着子防種	未定着	●	県本土	早期発見，早期防除	侵入防止
鳥類	ソウシチョウ	<i>Leiothrix lutea</i>	防除対策種 / 緊急防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化
	ガビチョウ	<i>Garrulax canorus</i>	防除対策種 / 重要防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化
爬虫類	アカミミガメ (ミシシippアカミミガメ)	<i>Trachemys scripta elegans</i>	防除対策種 / 緊急防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化
	カミツキガメ	<i>Chelydra serpentina</i>	定着子防種	未定着	●	-	早期発見，早期防除	侵入防止
両生類	ウシガエル	<i>Lithobates catesbeianus</i>	防除対策種 / 重要防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化
	シロアゴガエル	<i>Polypedates leucomystax</i>	防除対策種 / 緊急防除種	侵入初期～定着	●	徳之島，奄美大島	拡散の防止， 分布拡大地域における早期防除	拡散の防止，根絶
汽水・淡水産魚類	チャンネルキャットフィッシュ	<i>Ictalurus punctatus</i>	定着子防種	未定着	●	-	早期発見，早期防除	侵入防止
	カダヤシ	<i>Gambusia affinis</i>	防除対策種 / 重要防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化
	ブルーギル	<i>Lepomis macrochirus</i>	防除対策種 / 緊急防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化
	オオクチバス	<i>Micropterus salmoides</i>	防除対策種 / 緊急防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化
昆虫類	アカカミアリ	<i>Solenopsis geminata</i>	定着子防種	未定着	●	志布志港	早期発見，早期防除	侵入防止
	アルゼンチンアリ	<i>Linepithema humile</i>	防除対策種 / 緊急防除種	侵入初期	●	志布志市，志布志港	拡散の防止， 分布拡大地域における早期防除	拡散の防止，根絶
	ハヤトゲフシアリ	<i>Lepisiota frauenfeldi</i>	定着子防種	未定着	●	志布志港	早期発見，早期防除	侵入防止
その他節足動物	セアカゴケグモ	<i>Latrodectus hasselti</i>	防除対策種 / 緊急防除種	定着		-	早期発見，早期防除	根絶，低密度化
	ハイイロゴケグモ	<i>Latrodectus geometricus</i>	防除対策種 / 緊急防除種	定着		-	早期発見，早期防除	根絶，低密度化
	アメリカザリガニ	<i>Procambarus clarkii</i>	防除対策種 / 重要防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化
その他無脊椎動物	ニューギニアヤリガタリクズムシ	<i>Platydemus manokwari</i>	防除対策種 / 緊急防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化
維管束植物	ボタンウキクサ	<i>Pistia stratiotes</i>	防除対策種 / 重要防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化
	オオカワヂシャ	<i>Veronica anagallis-aquatica</i>	防除対策種 / 重要防除種	侵入初期～定着	●	徳之島徳之島町	拡散の防止， 分布拡大地域における早期防除	拡散の防止，根絶
	オオフサモ	<i>Myriophyllum aquaticum</i>	防除対策種 / 重要防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化
	アレチウリ	<i>Sicyos angulatus</i>	防除対策種 / 一般防除種	侵入初期～定着	●	曾木の滝～大鶴湖付近	拡散の防止， 分布拡大地域における早期防除	拡散の防止，根絶
	ウスゲオオバナミズキンバイ	<i>Ludwigia grandiflora</i> subsp. <i>hexapetala</i>	防除対策種 / 重要防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化
	ナガエツルノゲイトウ	<i>Alternanthera philoxeroides</i>	防除対策種 / 重要防除種	侵入初期	●	奄美大島	拡散の防止， 分布拡大地域における早期防除	拡散の防止，根絶
	オオキンケイギク	<i>Coreopsis lanceolata</i>	防除対策種 / 一般防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化
	ミスヒマワリ	<i>Gymnocoronis spilanthoides</i>	防除対策種 / 緊急防除種	侵入初期	●	奄美大島宇検村	拡散の防止， 分布拡大地域における早期防除	拡散の防止，根絶
	ツルヒヨドリ	<i>Mikania micrantha</i>	防除対策種 / 重要防除種	侵入初期～定着	●	奄美大島	拡散の防止， 分布拡大地域における早期防除	拡散の防止，根絶
ナルトサワギク	<i>Senecio madagascariensis</i>	防除対策種 / 一般防除種	定着		-	重要地域等における防除	重要地域等における根絶，低密度化	

※「●」：侵入状況が「未定着」，「侵入初期」又は「侵入初期～定着」の種

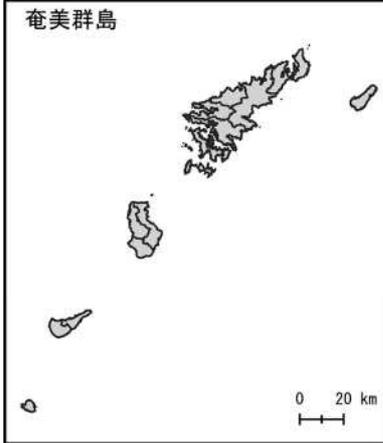
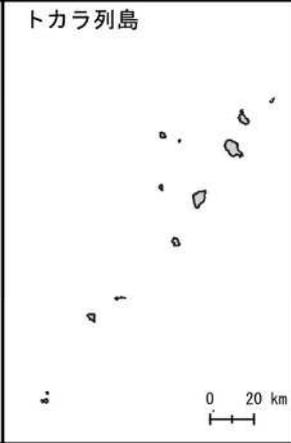
## 2 優先度の高い特定外来生物の防除方法等

### (1) 侵入初期，侵入初期～定着段階にある特定外来生物

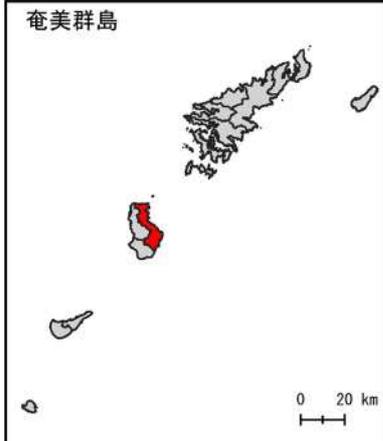
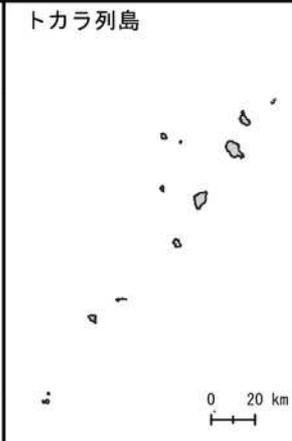
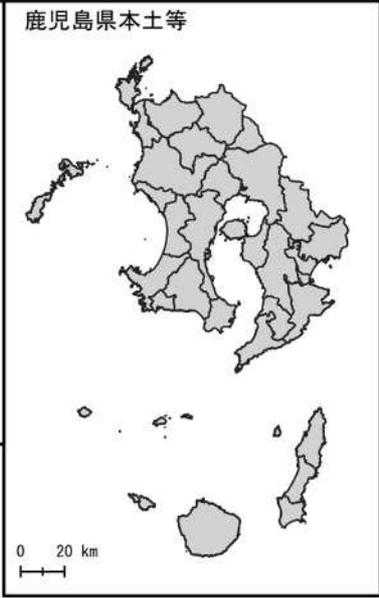
#### ア シロアゴガエル

本県における侵入状況		
 <p>奄美群島</p> <p>0 20 km</p>	 <p>トカラ列島</p> <p>0 20 km</p>	 <p>鹿児島県本土等</p> <p>0 20 km</p>
本生物の特性		
<p>住宅地や灌木林，二次林など比較的開けた環境によく見られる。自然林内にも生息する。徳之島では農業用水用の池にも生息している。夜行性，肉食性で昆虫などを食べる。</p>		
予想される影響		
<p>在来カエル類との食物や産卵場所の競合，鳴き声による繁殖活動への干渉等，在来でない寄生虫（蟎虫類）が確認されており，在来両生類への感染の可能性はある。</p>		
特に警戒が必要な地域や環境		
<p>徳之島，奄美大島</p>		
防除方法等		
<p>2013（平成25）年に与論島で，2023（令和5）年以降，徳之島の徳之島町，伊仙町で確認されている。</p> <p>タモ網等を用いた成体，泡巣や幼生の捕獲による物理的防除と生息水域内への薬剤を用いた化学的防除を併用する。防除を実施した区域やその周辺では，防除の効果を見極めるために一定期間モニタリングを行う。現在の確認地の周辺では監視調査を行い，分布拡大に備えた監視を行う。</p>		

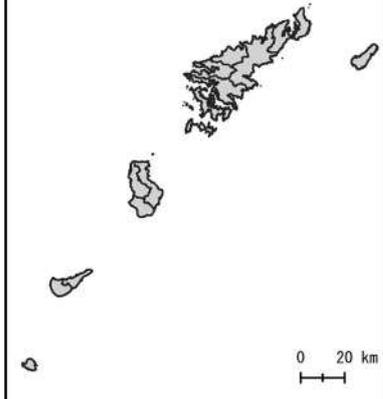
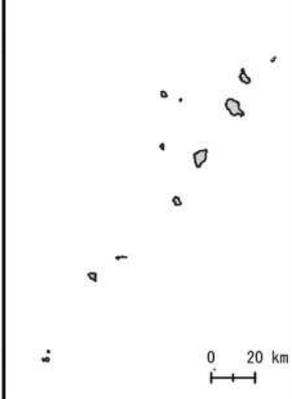
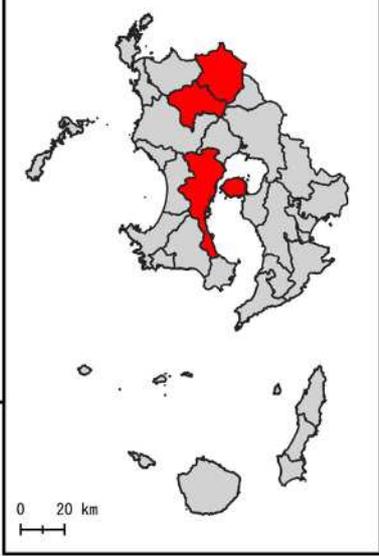
イ アルゼンチンアリ

本県における侵入状況		
<p>奄美群島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>トカラ列島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>鹿児島県本土等</p>  <p>0 20 km</p>
本生物の特性		
<p>侵入先での繁殖力が並外れて大きく、個体群密度は極めて高密度になる。働きアリの行動が極めて活発で攻撃的である。分巢で巣を増やし、スーパーコロニーを形成する。</p>		
予想される影響		
<p>餌となる節足動物等の減少、在来アリの駆逐等。節足動物の減少に伴う、送粉者・種子の散布者の減少と在来植生への影響が考えられる。直接ヒトに及ぼす被害はないが、屋内で発生すると電気系統等に侵入し、不具合を発生させることがある。</p>		
特に警戒が必要な地域や環境		
<p>志布志港及び港周辺の市街地</p>		
防除方法等		
<p>2023（令和5）年に志布志港や近隣の市街地で初めて確認された。 ベイト型殺虫剤を用いた一斉防除を検討する。防除を実施した区域やその周辺では、防除の効果を見極めるために一定期間モニタリングを行う。今後もコンテナ等に紛れ込み侵入する可能性があるため、侵入監視に努める。</p>		

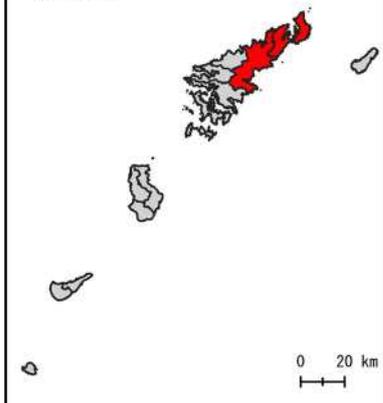
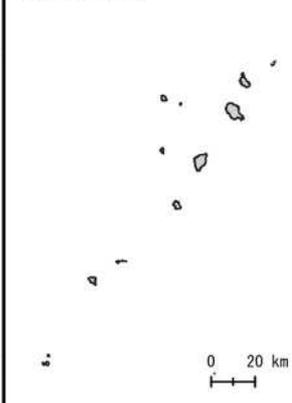
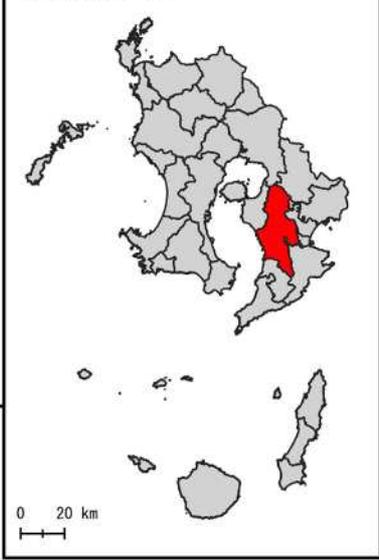
ウ オオカワジシャ

本県における侵入状況		
<p>奄美群島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>トカラ列島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>鹿児島県本土等</p>  <p>0 20 km</p>
本生物の特性		
<p>越年草で、水路や河川、湿地の水際等の日当たりの良い水辺に生育する。種子繁殖に加えて、栄養繁殖も旺盛に行う。</p>		
予想される影響		
<p>在来種のカワヂシャと交雑することが報告されている。</p>		
特に警戒が必要な地域や環境		
<p>徳之島</p>		
防除方法等		
<p>2024（令和6）年に徳之島町母間で確認されている。                      植物体の抜き取りが中心となる。抜き取りは植物体が小さく抜き取りやすい冬季～早春期や、開花・結実期前に行う。開花・結実期に作業を行う場合は種子を散布しないよう注意する。防除後も埋土種子からの再生が予想されるため、モニタリング調査に努める。</p>		

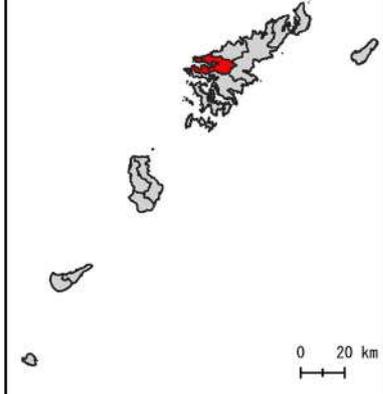
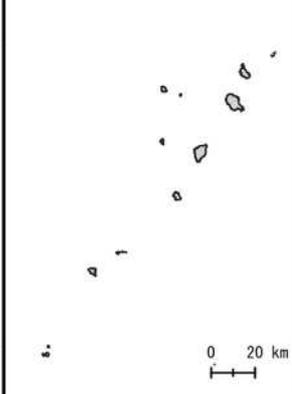
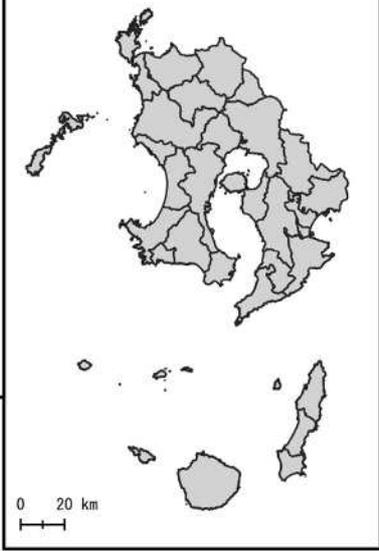
エ アレチウリ

本県における侵入状況		
<p>奄美群島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>トカラ列島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>鹿児島県本土等</p>  <p>0 20 km</p>
<p>本生物の特性</p> <p>一年草で林縁，河川敷，路傍，畑地，造林地等に生育する。日当たりの良い，腐植質の多い沖積地を好む。</p>		
<p>予想される影響</p> <p>河川敷などの在来種，畑作物，イネ，造林木と競合して衰退させる。</p>		
<p>特に警戒が必要な地域や環境</p> <p>曾木の滝～大鶴湖付近（さつま町，伊佐市）</p>		
<p>防除方法等</p> <p>さつま町及び伊佐市の曾木の滝～大鶴湖付近で1988（昭和63）年，2000（平成12）年，2021（令和3）年に確認されている。環境省によるアンケート調査では鹿児島市での記録がある。植物体が未発達で抜き取りが可能な場合は抜き取りを行い，発達している場合は刈り取り及び薬剤散布を検討する。開花・結実期に作業を行う場合は種子を散布しないよう注意する。防除後も埋土種子からの再生が予想されるため，防除後にはモニタリング調査に努める。</p>		

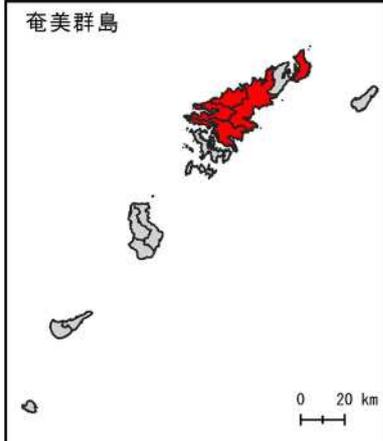
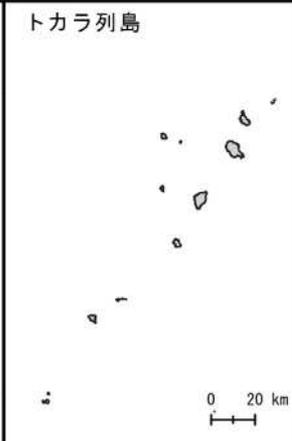
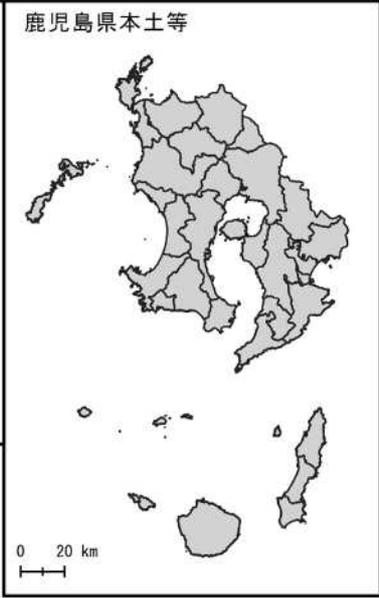
オ ナガエツルノゲイトウ

本県における侵入・確認状況		
<p>奄美群島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>トカラ列島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>鹿児島県本土等</p>  <p>0 20 km</p>
<p>本生物の特性</p> <p>多年草で水路，河川，湿地等に生育する。水草であるが，乾燥に非常に強い。日本では種子繁殖の報告はないが，栄養繁殖が旺盛。</p>		
<p>予想される影響</p> <p>在来植物との競合，船の運航の阻害等</p>		
<p>特に警戒が必要な地域や環境</p> <p>奄美大島</p>		
<p>防除方法等</p> <p>鹿屋市，奄美市，龍郷町での記録があるが，現在も生育が確認されているのは龍郷町である。防除方法は抜き取りや刈り取りを中心とする。断片化した茎から容易に再生するため，作業時にはそれらの流出を防止する。生育密度の非常に高い場所では薬剤散布や遮光シートの敷設を検討する。防除後も残った断片からの再生が予想されるため，防除後にはモニタリング調査に努める。</p>		

## カミズヒマワリ

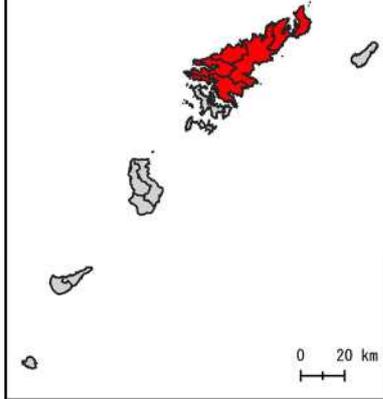
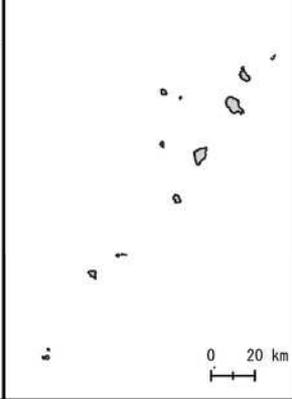
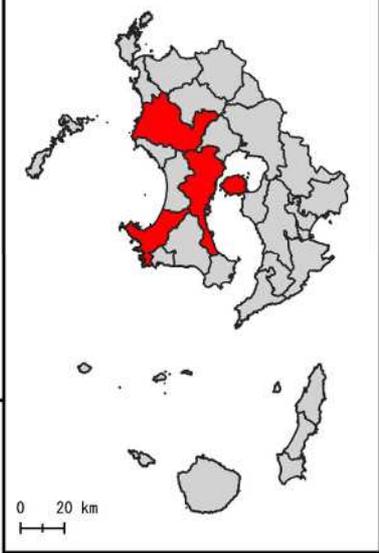
本県における侵入・確認状況		
<p>奄美群島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>トカラ列島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>鹿児島県本土等</p>  <p>0 20 km</p>
<p>本生物の特性</p> <p>多年草で水路、河川など水辺に生育する。栄養繁殖が極めて旺盛で、ちぎれた茎の節から根を出して短期間で成長する。種子を形成するとされるが、ほとんど結実しないとの報告もある。</p>		
<p>予想される影響</p> <p>在来水生植物との競合、水路の水流阻害、他の植物の成長を妨げる物質を分泌する。</p>		
<p>特に警戒が必要な地域や環境</p> <p>奄美大島（宇検村）</p>		
<p>防除方法等</p> <p>奄美大島宇検村で確認されている。</p> <p>防除方法は抜き取りや刈り取りを中心とする。断片化した茎から容易に再生するため、作業時にはそれらの流出を防止する。また種子の形成が確認された場合はそれらを散布しないように果実部を先に刈り取って密閉する等の配慮を行う。生育密度の非常に高い場所では薬剤散布や遮光シートの敷設を検討する。防除後も残った断片や埋土種子からの再生が予想されるため、防除後にはモニタリング調査に努める。</p>		

キ ツルヒヨドリ

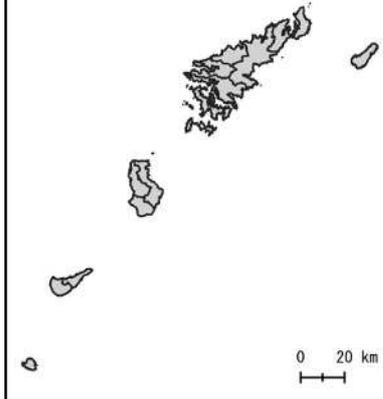
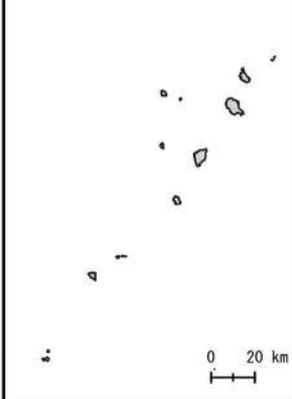
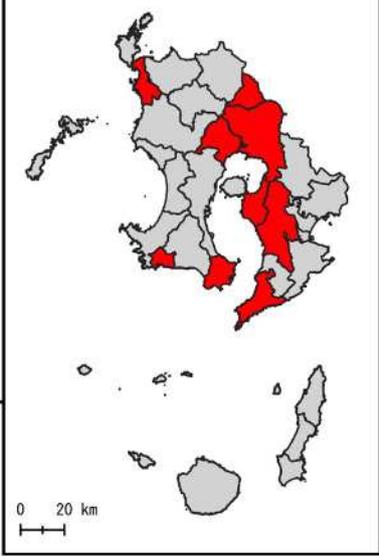
本県における侵入・確認状況		
<p>奄美群島</p> 	<p>トカラ列島</p> 	<p>鹿児島県本土等</p> 
本生物の特性		
<p>多年草で林縁，畑等に生育する。ツル植物で成長が非常に早い。種子繁殖を行い，冬季に種子を形成する。</p>		
予想される影響		
<p>周辺の植物や農作物を覆って被圧し，成長量を減少・衰退させる。</p>		
特に警戒が必要な地域や環境		
<p>奄美大島</p>		
防除方法等		
<p>奄美大島の全域で確認されている。 防除方法は抜き取りや刈り取りを中心とする。作業は冬季の種子の形成前に行う。種子の形成が確認された場合はそれらを散布しないように果実部を先に刈り取って密閉する等の配慮をする。生育密度の非常に高い場所では薬剤散布や遮光シートの敷設を検討する。防除後も埋土種子や残った根からの再生が予想されるため，防除後にはモニタリング調査に努める。</p>		

(2) 侵入が確認されているものの定着していない特定外来生物

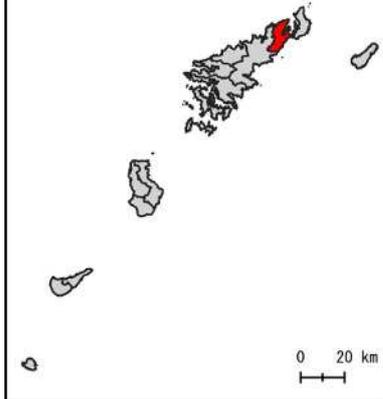
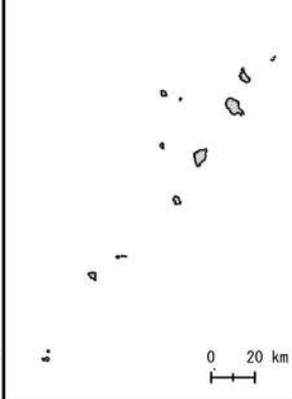
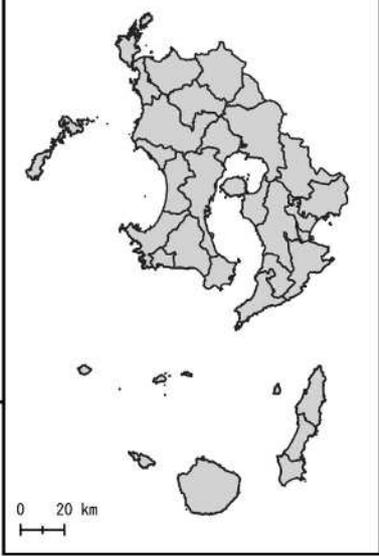
ア フイリマングース

本県における侵入・確認状況		
<p>奄美群島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>トカラ列島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>鹿児島県本土等</p>  <p>0 20 km</p>
<p>※奄美大島では令和6年9月に根絶宣言がなされた。 県本土では平成29年以降に確認されていない。</p>		
本生物の特性		
<p>海岸から標高2,000m程度までの森林，草原，農地などに生息し，昼行性で群を作らず単独で地上の巣穴で生活する。雑食性で昆虫・哺乳類・鳥類・爬虫類・果実等を食べる。</p>		
予想される影響		
<p>様々な小型の陸上動物の捕食，農作物への被害。奄美大島ではアマミノクロウサギをはじめとする固有種を捕食している。</p>		
特に警戒が必要な地域や環境		
奄美群島		
防除方法等		
<p>奄美大島で根絶宣言がなされた。県本土では2017（平成29）年以降確認されておらず，定着している可能性は低い。 沖縄本島には現在も生息していることから，侵入防止のための監視に努める。</p>		

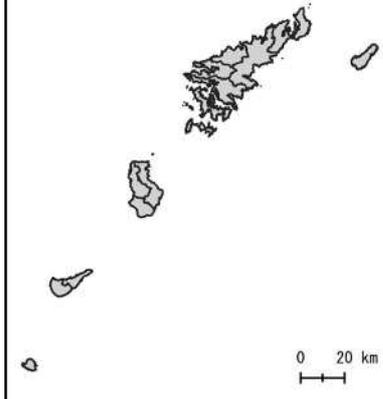
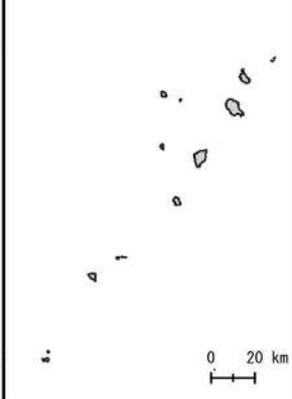
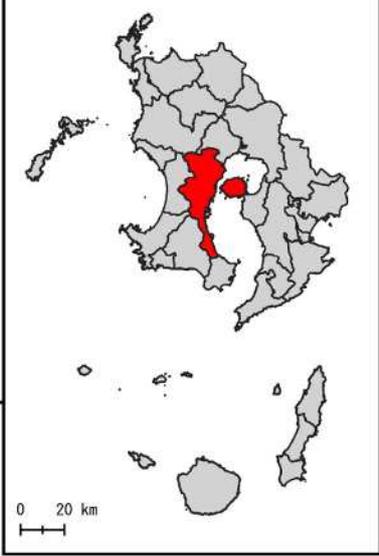
## イ アライグマ

本県における侵入・確認状況		
<p>奄美群島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>トカラ列島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>鹿児島県本土等</p>  <p>0 20 km</p>
本生物の特性		
<p>都市部から森林・湿地帯までの水辺に生息し、木のうろや岩穴、人家や畜舎に巣をつくる。雑食性で小哺乳類・魚類・鳥類・両生類・爬虫類・昆虫類等を捕食し野菜や果実等も食べる。</p>		
予想される影響		
<p>様々な小型の陸上動物の捕食、農作物への被害。農業被害は特にトウモロコシ被害が深刻で、ビニールハウスの破壊等も考えられる。</p>		
特に警戒が必要な地域や環境		
<p>県本土</p>		
防除方法等		
<p>県本土の各地で散発的に確認されている。 判別が容易な種であるため、県民への見分け方・通報先等の普及啓発を行い、侵入監視体制を構築する。また市町村や猟友会と連携し、確認された場合には確認地とその周辺の監視調査及びはこわなの設置による捕獲作業を早急に行う。</p>		

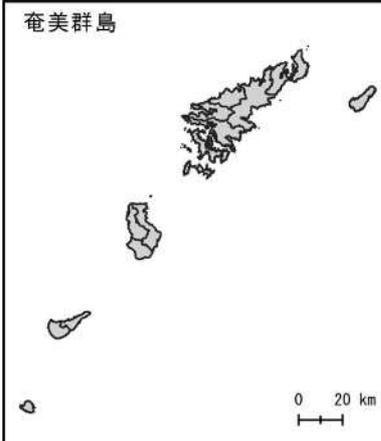
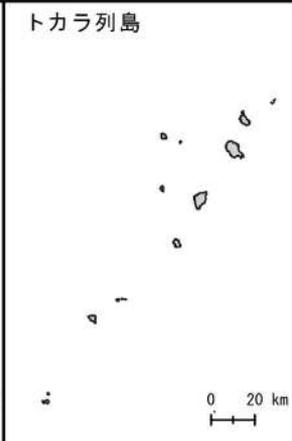
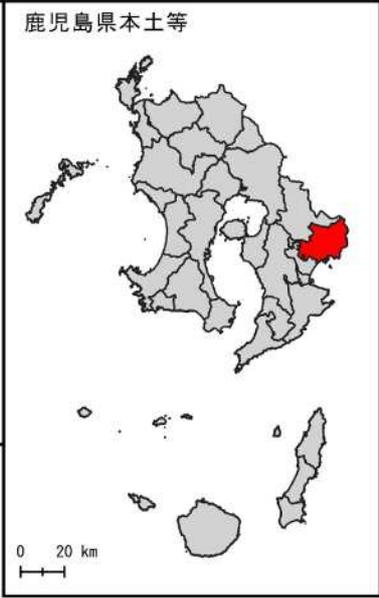
## ウ カミツキガメ

本県における侵入・確認状況		
<p>奄美群島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>トカラ列島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>鹿児島県本土等</p>  <p>0 20 km</p>
本生物の特性		
水生傾向が強く、生涯水辺に生息する。緩やかな流れや止水中の水生植物、岩、沈水木などが多い場所を特に好む。雑食性で幼体は肉食傾向が強い。		
予想される影響		
餌となる水生生物への減少、在来カメ類との競合、漁具の損壊、人への咬傷。		
特に警戒が必要な地域や環境		
-		
防除方法等		
2014（平成26）年に1個体が奄美大島（龍郷町）で確認されたのみである。 侵入防止が重要であるため、通報等による情報収集に努める。		

エ チャネルキャットフィッシュ

本県における侵入・確認状況		
<p>奄美群島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>トカラ列島</p>  <p>0 20 km</p>	<p>鹿児島県本土等</p>  <p>0 20 km</p>
本生物の特性		
池や湖，河川に生息し比較的深い水底で生活するが，時折浅いところに出て餌を食べる。いろいろな植物及び動物性の食物を食べる。		
予想される影響		
餌となる水生生物への減少，特に小型魚類，スジエビなど		
特に警戒が必要な地域や環境		
-		
防除方法等		
1994（平成6）年に1個体が鹿児島市（甲突川）で確認されたのみである。 侵入防止が重要であるため，通報等による情報収集に努める。		

オ アカミアリ，ハヤトゲフシアリ

本県における侵入・確認状況		
奄美群島 	トカラ列島 	鹿児島県本土等 
<p>本生物の特性</p> <p>アカミアリは熱帯・亜熱帯地域の裸地や草地などの開けた環境に生息し，土中に営巣する。ハヤトゲフシアリは乾燥した裸地や街路，廃材下やコンクリートブロックの隙間に明確な形状を有さない巣を作る。どちらも高い繁殖力を持つ。</p>		
<p>予想される影響</p> <p>餌となる節足動物等の減少，在来アリの駆逐等。人や家畜への咬傷被害（アカミアリ）。アブラムシやカイガラムシを保護し，増殖したアブラムシ等が農業被害を与える（ハヤトゲフシアリ）。</p>		
<p>特に警戒が必要な地域や環境</p> <p>志布志港</p>		
<p>防除方法等</p> <p>アカミアリは2022（令和4）年，ハヤトゲフシアリは2019（令和元）年に志布志港で確認されているが，それ以降は確認されていない。</p> <p>どちらも国外から持ち込まれたコンテナ等に紛れ込み，港湾部から再侵入する可能性がある。港湾部，特に国際貨物の取扱量の多い志布志港では関係者へ侵入監視に関する普及啓発等を行う。</p>		

〈参考文献〉

- ・ 国立研究開発法人 国立環境研究所 侵入生物データベース

<https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/index.html>（2024年11月22日閲覧）

### 3 防除の実施に当たっての留意事項

特定外来生物の防除に当たっては、外来生物法第10条の2に規定する防除の原則に基づき、関係法令を遵守し、事故の発生防止に万全の対策を講じるなど適切な方法で行うことに留意する。また、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等に対して情報を提供し、地域住民の理解や協力を得られるよう努める。加えて、捕獲した個体を殺処分する場合には、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う。

### 4 本県へ侵入するおそれの高い特定外来生物

本県へ侵入するおそれの高い特定外来生物を以下の点を考慮し選定した。

選定の結果、侵入可能性が高いとされた特定外来生物は7種（属は1種に換算）である。

- ① 熊本県や宮崎県等の隣接県あるいは九州内で確認されている。
- ② 生息地からコンテナや資材等に紛れて侵入するおそれがある（昆虫類）。
- ③ 種子繁殖，水鳥による運搬の可能性等，分散力が比較的高い（維管束植物）。
- ④ 学識者へのヒアリングで侵入するおそれを指摘されている。

#### ●本県へ侵入するおそれの高い特定外来生物

分類群	種類（和名）	学名
昆虫	クビアカツヤカミキリ	<i>Aromia bungii</i>
	ツヤハダゴマダラカミキリ	<i>Anoplophora glabripennis</i>
	ヒアリ	<i>Solenopsis invicta</i>
	ツマアカスズメバチ	<i>Vespa velutina</i>
維管束植物	アゾラ・クリスタタ	<i>Azolla cristata</i>
	スバルティナ属	<i>Spartina</i> spp.
	ブラジルチドメグサ	<i>Hydrocotyle ranunculoides</i>

#### (1) 昆虫類

##### ア クビアカツヤカミキリ

- ・13都府県で発生が確認されている（九州では確認されていない）。
- ・サクラやウメ，モモ等のバラ科樹木に寄生し，幼虫が樹木の材を食害する。
- ・侵入地では，輸入木材や梱包用木材，輸送用パレットなどに幼虫が潜んだまま運ばれてきた可能性があり，国内の発生地から植木や材の輸送時に紛れて侵入するおそれがある。

##### イ ツヤハダゴマダラカミキリ

- ・山口県を含む10県で発生が確認されている（九州では確認されていない）。
- ・様々な樹木を食害し，幼虫が樹木の材を食害する。
- ・侵入地では，輸入木材や梱包用木材，輸送用パレットなどに幼虫が潜んだまま運ばれてきた可能性があり，国内の発生地から植木や材の輸送時に紛れて侵入するおそれがある。

##### ウ ヒアリ

- ・2017（平成 29）年に神戸で確認され、その後 18 都道府県で確認されている。
- ・羽アリ（新女王と雄アリ）は数 km 以上離れた場所にも分散するとされ、分布拡大の能力が高い。
- ・多女王性の巣では 1 コロニーあたりの産卵量が多く、増殖能力が高い。
- ・海外の生息地からコンテナ等に紛れて、侵入するおそれがある。

#### エ ツマアカスズメバチ

- ・山口県，福岡県，大分県，長崎県，宮崎県で確認されている。このうち長崎県の対馬市で定着している。
- ・分布域の拡大速度が速く，韓国で年間 10～20km，ヨーロッパで年間 100km との報告がある。そのため，九州本土に定着した場合，女王バチが陸上を移動して侵入するおそれがある。
- ・日本には船の貨物に紛れて侵入した可能性が指摘されており，分布地である中国，台湾，韓国等からの国際貨物を取り扱う志布志港や薩摩川内港から侵入するおそれがある。

### (2) 維管束植物

#### ア アゾルラ・クリスタタ（アメリカオオアカウキクサ）

- ・福岡県，佐賀県で確認されている。
- ・合鴨農法で飼料として水田に放たれ，分布を広げたとの指摘がある。植物体が小型で水鳥の足等に付着しやすく，水鳥の移動と共に侵入するおそれがある。
- ・在来種のアカウキクサや，特定外来生物ではない外来 *Azolla* 類と酷似しており，同定が難しく，侵入しても確認が困難である。

#### イ スパルティナ属

- ・熊本県で 2009（平成 21）年に確認され，2025（令和 7）年現在も坪井川，大野川など複数の河川で防除及びモニタリングが継続中である。
- ・熊本県に隣接する出水の干拓地付近に生育可能な干潟環境が存在している。
- ・栄養繁殖のほかに種子繁殖も行うため，種子が運ばれることで侵入するおそれがある。種子は非常に小さく，船のバラスト水での運搬の可能性が指摘されている。

#### ウ ブラジルチドメグサ

- ・熊本県で 1998（平成 10）年に確認されている。
- ・2009（平成 21）年から 2015（平成 27）年の間に福岡県柳川市周辺で急激に分布を拡大している。
- ・栄養繁殖に加えて種子繁殖を行うため，植物体の断片が運ばれることだけでなく，種子が土砂等に混じって侵入するおそれがある。

## 第6章 指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例

### 1 条例の目的

指定外来動植物の取扱いを規制するとともに、県及び県民等の責務を明らかにすることにより、指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保に資することを通じて、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

### 2 条例の主な内容

#### (1) 指定外来動植物の指定

知事は、県内又は県内の特定の地域の生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを指定外来動植物として指定することができる（外来生物法に基づき国が指定する「特定外来生物」は除く。）。

#### ● 指定外来動植物の一覧（2024年8月現在 27種）

施行日	種類	規制地域
2020年2月1日	イノシシ (リュウキュウイノシシ含む)	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域
	キュウシュウジカ	西之表市（同市馬毛島の区域を除く。），奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域
	ニホンイタチ	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域
	ホンドタヌキ	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域
	インドクジャク	県内全域
	ニホンスッポン	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域
	オキナワキノボリトカゲ	県内の区域のうち，奄美市及び大島郡を除く区域
	アフリカツメガエル	県内全域
	コイ	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域
	グリーンソードテール	県内全域
	アメリカハマグルマ (ミツバハマグルマ)	県内全域

	ホテアオイ (ウォーターヒヤシンス)	県内全域
	ポトス (オウゴンカズラ)	奄美市及び大島郡の区域
	ムラサキカッコウアザミ (オオカッコウアザミ)	県内全域
2021年 2 月 1 日	カムルチー	県内全域
	タイワンシジミ種群	県内全域
	アメリカネナシカズラ	県内全域
	メリケントキンソウ	県内全域
	ミシシippアカミミガメ (2023年7月28日指定解除)	県内全域
	アメリカザリガニ (2023年7月28日指定解除)	県内全域
2022年 2 月 1 日	ツヤオオズアリ	県内の区域のうち、奄美市及び大島郡を除く区域
	オオカナダモ	県内全域
2023年 8 月 10 日	クサガメ	県内全域
	ドジョウ	奄美市及び大島郡の区域
	カラドジョウ	奄美市及び大島郡の区域
2024年 8 月 19 日	キダチチョウセンアサガオ属の全 種	県内全域
	ナイルティラピア	県内全域
	モザンビークティラピア	県内全域
	ジルティラピア	県内全域

※ミシシippアカミミガメ及びアメリカザリガニの2種は、外来生物法に基づく条件付特定外来生物に指定され、規制が強化されたことから指定外来動植物の指定を解除。

## (2) 指定外来動植物に関する規制

### ア 指定外来動植物の取扱い

飼養等(飼養・栽培・保管・運搬)をする者は、逸走・逸出しないように適切な施設に収容しなければならない。

### イ 放出等の禁止

指定外来動植物は、規制地域内において、施設外で放出等(放出・植栽・は種)をしてはならない。

### ウ 販売に当たっての説明

販売を業とする者は、購入しようとする者に対して、指定外来動植物であること及び飼養等に関する義務などの説明を行わなければならない。

エ 助言又は指導

知事は、指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適切に飼養等を行っていないと認められる者又は販売を業とする者に対して、必要な助言又は指導をすることができる。

オ 勧告及び公表

知事は、指定外来動植物の取扱い、放出等の禁止、販売に当たっての説明の規定に違反した者に対して、行為の中止等、必要な措置を勧告することができる。

知事は、正当な理由なく勧告に従わない者がある場合、あらかじめ弁明の機会を与えた上で、その者の氏名等を公表することができる。

鹿児島県外来種リスト掲載種			
	外来生物法	条例	
法令に基づく規制 (×：原則禁止)	特定外来生物	指定外来動植物	左記以外の外来種
飼育・栽培	×		法令に基づく規制なし
運搬 (生きたまま移動)	×	逸走・逸出しないよう適切な施設に収容	
保管	×		
放出, 植栽, は種	×	×	
輸入	×	法令に基づく規制なし	
譲渡	×		
	生態系や人の生命・身体又は農林水産業に係る被害を及ぼし, 又は及ぼすおそれがあるものとして, 外来生物法によって規定	県内又は県内の特定の地域の生態系に係る被害を及ぼし, 又は及ぼすおそれのあるものとして, 指定外来動植物条例に基づき指定	

※特定外来生物を飼養等（飼養・栽培・保管・運搬）することは外来生物法により原則として禁止されているが、学術研究、展示、教育等の目的で行う場合については、主務大臣の許可を得ることで飼養等が可能。

## 7章 鹿児島県外来種リスト

### 1 外来種リスト作成の目的

鹿児島県の生態系，農林水産業や人の生活に悪影響をもたらし，あるいはもたらすおそれのある外来種の問題について実態を把握し，今後の外来種対策における基礎資料とすることを目的に作成している。

### 2 外来種リスト掲載種の考え方

既存の文献等の情報を基に，本県（県内由来外来種については，本県のうちその種の自然分布域外である地域）で確認されている又は過去に生息情報がある外来種のうち，次の条件にあてはまるものを外来種リストに掲載している（2025年3月現在853種）。

- ・ 本県への定着が確認されているもの
- ・ 本県への定着は確認されていないが，今後定着するおそれがある又は定着のおそれが判断できないが，定着を予防する必要性が高いもの

# 第8章 鹿児島県侵略的外来種番付表，鹿児島県外来種カルテ，外来種移動博物館及び外来種防除マニュアル

## 1 鹿児島県侵略的外来種番付表，鹿児島県外来種カルテ

鹿児島県外来種リスト掲載種のうち，特に普及啓発を図る必要のある種について，鹿児島県侵略的外来種番付表として作成・公表している。また，鹿児島県侵略的外来種番付表の掲載種について，基本情報や生態系等への影響などを外来種カルテにまとめ，外来種問題に対する県民の認識や理解の促進を図っている。

### ●鹿児島県侵略的外来種番付表

**本土**

大関 アフリイグマ  
大関 オオウチバス  
大関 ゴケグモ類  
大関 ホテイアオイ

小結 アメリカザリガニ  
小結 ボタンウキワサ  
小結 オオキンケイギク

**鹿児島**

大関 ノネコ  
大関 フイリマングース  
大関 ノヤギ  
大関 コイ

小結 ノイヌ  
小結 モリマオウ類  
小結 アカギ

**強出**

横綱 ニホンイタチ

**鹿児島県侵略的外来種番付表**

前額 グッピー

前額 ヤンバルトサカヤスデ

前額 オオオナモミ

前額 シナダレスズメガヤ

前額 メリケンムグラ

前額 ウスゲオオハオニスギンバイ

前額 セイタカアワダチソウ

前額 メリケントキンソウ

前額 インドクシヤク

前額 アフリカマイマイ

前額 センダングサ類

前額 アメリカハマグルマ

前額 アブラギリ

前額 ホンドタヌキ

前額 キジ

前額 ニホンスッポン

前額 オキナウキノボリトカゲ

前額 ウシガエル

前額 リードテール

前額 タカサゴユリ

前額 ギンネム

もともといなかった場所に人によって持ち込まれた生き物を外来種といいます。この表付表の中にも、正しく管理すれば人の生活を豊かにしてくれるものもいますし、この他に土着動物等に被害をもたらす外来種がたくさんいます。外来種問題をよく知り、外来種を安堵に「入れる」「殺す」「放す」は「絶対NG」の外来種防除マニュアルを守りましょう。

(注) 本土と鹿児島の両方に定着しているものは、影響の内容等を考え、いずれかにのせています。島嶼にのせた種には、本土では在来種となる種が含まれています。

## 2 外来種移動博物館

特定外来生物や指定外来動植物など、生態系等に影響を及ぼすおそれのある外来種の種類や取扱い等について紹介し、県民に外来種問題などを身近に感じてもらうため企画展を開催している。

### 【外来種移動博物館の開催実績】

- 2021（令和3）年度 鹿児島市1回
- 2022（令和4）年度 始良市1回・奄美市1回
- 2023（令和5）年度 鹿児島市1回・屋久島町1回
- 2024（令和6）年度 始良市1回・奄美市1回

## 3 外来種防除マニュアル

多様な主体が防除に取り組めるよう指定外来動植物を中心に、その防除方法や外来種被害予防三原則を周知することを目的として外来種防除マニュアルを作成し、外来種移動博物館などで配布するとともに、県ホームページに掲載している。

### ●外来種防除マニュアル作成一覧（2025年3月現在24種類）

分類群	種名	指定外来動植物（●）
爬虫類	オキナワキノボリトカゲ	●
	ニホンスッポン	●
	クサガメ	●
両生類	アフリカツメガエル	●
汽水・淡水産魚類	ドジョウ，カラドジョウ	●
	グリーンソードテール	●
	カムルチー	●
	ナイルティラピア，ジルティラピア，モザンビークティラピア	●
昆虫類	ツヤオオズアリ	●
	ソテツシロカイガラムシ	
陸産貝類・淡水汽水産貝類	タイワンシジミ種群	●
	スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）	
	アフリカマイマイ	
維管束植物	アメリカハマグルマ（ミツバハマグルマ）	●
	ホテイアオイ（ウォーターヒヤシンス）	●
	ポトス（オウゴンカズラ）	●
	ムラサキカッコウアザミ（オオカッコウアザミ）	●
	アメリカネナシカズラ	●
	オオカナダモ	●

	チョウセンアサガオ属	
	センダングサ類	
	シンテツポウユリ	
	セイタカアワダチソウ	
	ナガミヒナゲシ	

## 第9章 推進体制

### 1 国

- ・ 外来生物法及び外来種被害防止行動計画等に基づく総合的な外来種対策を推進する。
- ・ 特定外来生物については、外来生物法第2条の2第2項及び第3項に基づき、「我が国における定着が確認されていない又は分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止及び生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止のために必要な措置を講ずる」、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため、地方公共団体の施策の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体による活動の促進に必要な措置を講ずる」ものとする。

### 2 県

- ・ 外来生物法及び生物多様性鹿児島県戦略等を踏まえ、外来種全般に及ぶ総合的な対策を推進する。
- ・ 侵略的な外来種について、地域の自然的・社会的条件に応じた普及啓発を実施するとともに、侵略的な外来種を早期に発見し、その被害を予防するための情報収集体制の整備や必要に応じモニタリング調査を実施する。
- ・ 県内又は県内の一部の地域に導入され又は逸出した場合に生態系等へ被害を及ぼすおそれの高い外来種を把握するとともに、意図的な導入を防止する対策を推進する。
- ・ 県内に初期侵入した侵略的な外来種の緊急防除に努める。
- ・ 市町村が外来種の防除を行う際の助言・指導等を行い、効果的・効率的な防除を促進する。
- ・ 鹿児島県侵略的番付表や外来種防除マニュアル等の普及啓発資料の作成・配付等を通じ、県民へ外来種の問題に関する普及啓発を行う。
- ・ 特定外来生物については、外来生物法第2条の3第1項に基づき、「当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずる」ものとする。

### 3 市町村

- ・ 地域における生物多様性を保全し、持続可能な利用を図る観点から、当該地域における優先すべき防除対象を明確にした上で、国や県などの関係機関等と連携・協力し、自らも率先して防除に取り組むことに努めるとともに、その対策等について広報等を活用した普及啓発を行い、住民による防除活動の取組を促進することが期待される。
- ・ 特定外来生物については、外来生物法第2条の3第2項に基づき、「当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努める」ものとする。

#### 4 外来動植物対策推進員

- ・ 外来動植物が置かれている状況及びその防除の重要性について普及啓発を行う。
- ・ 外来動植物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査を行う。
- ・ 外来動植物の個体の所有若しくは占有者又はその生息地又は生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ外来動植物の防除のために必要な助言、指導を行う。
- ・ 外来動植物の防除のために県が行う施策に協力する。

#### 5 事業者（ペット業者・造園業者・土木業者等）

- ・ 動植物の販売等を行う業者は、動物愛護管理法により、哺乳類、鳥類、は虫類の販売時に適正な飼養や保管のために必要な事項（寿命、大きさ、飼育方法等）の説明を行うほか、条例に基づく指定外来動植物の適切な飼養等に関する説明を行う。
- ・ 侵略的な外来種の導入を極力控えるなど、「外来種被害予防三原則」を遵守し、経済活動において、外来種問題を発生・悪化させないように努めるとともに、事業地における外来種の対策の推進など、生物多様性の保全に資する取組に協力することが期待される。

#### 6 メディア等関係者

- ・ メディア等の関係者は、外来種の問題の背景や外来種対策の必要性を県民に広く情報発信するとともに、各行政機関等が実施する国内外の先進的、模範的な取組の発掘・発信、効果的な防除対策の推進などに関する普及啓発の取組に協力することが期待される。

#### 7 NGO・NPO等の民間団体

- ・ 地域における外来種対策の中心的な担い手として、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されており、行政機関等の多様な主体と連携し、地域の実態や実状に即した効果的な防除活動の実践に努めるとともに行政機関等が行う普及啓発に協力す

ることが期待される。

## 8 自然系博物館・動植物園・水族館・植物園等

- ・ 動植物を扱って普及啓発をする機関として、飼養動物の適正飼養の推進、外来種被害予防三原則、外来種が本県の生物多様性に与える影響や外来種の問題が起きている背景等についての普及啓発に加え、科学的知見の収集や、必要に応じて種の同定等に協力し、専門的な視点からの助言等を行うことが期待される。

## 9 教育機関

- ・ 小学校、中学校、高等学校等の各教育現場において、飼養動物の適正飼養の推進のほか、教材として外来種を利用する場合は、外来種被害予防三原則や、外来種が本県の在来種や生物多様性・社会等と与える影響、外来種の問題が起きている背景等について、研修等を通じて教員の意識の向上に努めるとともに児童・生徒への教育を図ることが期待される。

## 10 研究者・研究機関・学術団体

- ・ 研究機関、学術団体が実施する外来種の研究は、外来種の分類、生態、進化等に係る基礎的な研究に加え、野外に定着した侵略的な外来種の防除手法の開発など、効果的・効率的な防除体制の発展等に寄与する研究が促進されることが期待される。

## 11 県民

- ・ 外来種被害予防三原則である「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を心がけた行動の実践や条例の遵守に努め、指定外来動植物をはじめとする外来種を飼養等する場合は、野外に捨てることなく、適正な施設及び方法により終生飼養に努める。
- ・ 自己所有地や近隣で侵略的な外来種の侵入等を発見した場合は、安全性を確認した上で、行政機関へ情報提供するとともに管理者の責務の一環として、行政等と連携した駆除等の実施に協力することが期待される。